

公有水面埋立てに係る意見について

1 経緯

- ・青森港は令和 6 年 4 月 26 日に県内初、全国で 6 例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾いわゆる基地港湾として、国土交通大臣より指定された。
- ・国や県においては、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間で、基地港湾としての利用を想定した地耐力強化を含む水深 12 メートルの岸壁整備や埠頭造成工事が行われる。
- ・事業主体である国土交通省東北地方整備局は、岸壁の整備を進めるため、令和 7 年 2 月 18 日に港湾管理者である青森県に対し公有水面埋立承認を出願。
- ・埋立承認の出願に伴い、令和 7 年 4 月 14 日に港湾管理者の青森県から地元自治体の青森市に、公有水面埋立てについての意見が求められた。

※青森県が実施する埠頭用地の造成については、令和 7 年第 1 回定例会での議決を経て、埋立について異議がない旨の回答をしている。

2 埋立承認の内容

- ・埋立位置 油川埠頭水際線部分 面積約 0.19 ha (別図参照)
- ・埋立工事に要する期間 3 年
- ・埋立工事による環境(騒音、振動、水質等)への影響は小さいとの調査結果

3 埋立の理由

洋上風力発電設備の基地港湾では、部材運搬船の最大船型に対応した係留施設を水際線に築造する必要があるが、本港の水際線は既に埠頭用地、港湾関連用地および緑地として利用されていることから、新たに公有水面の一部を埋立てることで、その用地を確保する。

4 公有水面埋立てに係る市の意見

- ・異議なし

【参考】公有水面埋立法(抜粋)

(第二条)

埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ

(第三条第一項)

都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第二項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ

(第三条第四項)

市町村長第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

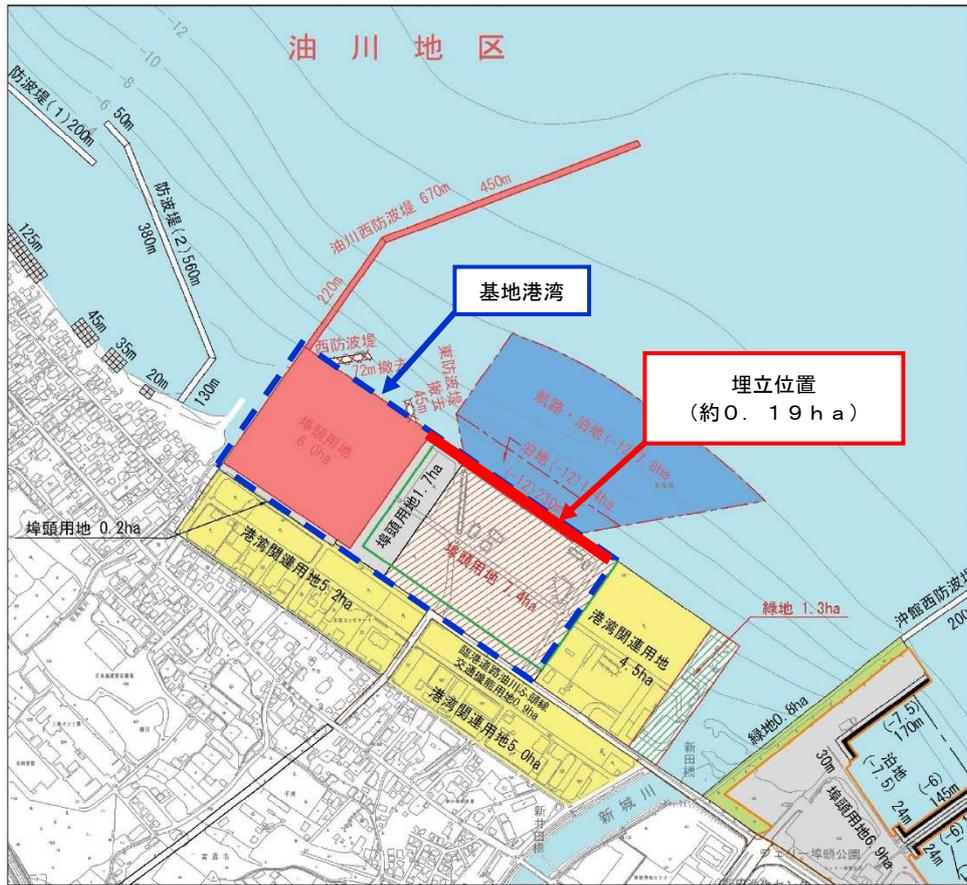
(第四十二条第一項)

国ニ於テ埋立ヲ為スルトスルトキハ当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ

(第四十二条第三項)

第二条第二項及第三項、第三条乃至第十一条、(中略)ノ規定ハ第一項ノ埋立ニ関シ之ヲ準用ス(以下省略)

【位置図】



【航空写真】

